７．特定信託為替取引に関する事故その他の特定資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針	別添５のとおり
８．その他特定資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項	別添６のとおり

（記載上の注意）

「特定信託為替取引により移動させる資金の額の上限額」に関する参考書類として、第３条の６第２項第６号及び第８号に掲げる書面を添付すること。

（別添１）

３．特定信託為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

⑴　システムの概要

⑵　システムの設置場所及びデータの保管場所

・システムの設置場所